明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（四四）　三

○農地中間管理事業の推進に関する法律の施行期日を定める政令（四五）　四

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（四六）

○農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（四七）

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四八）

○金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（四九）

〔府　令〕

○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一一）　七

〔府令・省令〕

○投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・財務**一）　一六

〔省　令〕

○独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う国土交通省令の整理に関する省令（**国土交通**一一二）　一九

〔告　示〕

○顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**一一二）　二

○金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件の一部を改正する件（**金融庁・財務**一）

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務**六二）

○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（**厚生労働**四二）　三三

○肥料を登録した件（**農林水産**三一八）　三三

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**三一九）　三四

○肥料の名称並びに生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（**同**三三〇）　三七

○肥料の登録を失効した件（**同**三三一）　三八

○都市計画に関する件（**東北地方整備局**二二、二三）

○道路に関する件（**関東地方整備局**五三）

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**二六）

○道路に関する件（**中国地方整備局**二九、三〇）

○都市計画に関する件（**四国地方整備局**二〇）

○道路に関する件（**九州地方整備局**三五、三六）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**北海道開発局**一七）　四一

○道路に関する件（**同**一八、一九）　四一

○高速自動車国道に関する件（**同**二〇）　四一

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　四二

特殊法人等

型式部材等製造者の認証関係　四二

地方公共団体

行旅死亡人関係　七二

会社その他

会社決算公告　七二

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（政令第四四号）（厚生労働省）

1　東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の規定により延長された東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二六条の規定による改正前の介護保険法第四八条第一項第三号の指定に係る権利利益について、当該権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二六年二月二八日から平成二六年八月三一日に延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農地中間管理事業の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第四五号）（農林水産省）

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二五年法律第一〇一号）の施行期日は、平成二六年三月一日とすることとした。